

## 口蹄疫復興支援基金の早期設置についての政府申し入れ

平成22年9月3日  
自由民主党政務調査会  
農 林 部 会

4月20日に宮崎県で発生した口蹄疫は殺処分家畜28万8,364頭を数え、わが国畜産史上まれにみる大惨事となったが、国・関係自治体・畜産農家・関係団体等の懸命の努力により、発生後4カ月余を経て、8月27日に終息宣言が出されたところである。

今後は、口蹄疫の発生およびまん延の原因究明はもとより、甚大な被害を被った畜産農家等の経営再建や地域経済の再建及びその活性化に向けた取り組みを強力に進めていく必要がある。

6月4日に施行された口蹄疫対策特別措置法第23条は、「地域の実情に応じたきめ細かな措置を積極的に実施する」ために基金を設置するとしており、法の趣旨に沿った基金の内容とすべきである。

被害の中心にある宮崎県はもとより、隣接する鹿児島県、熊本県等においてもまん延防止のために懸命の努力がなされたが、今後、長期にわたる経済的な影響は計り知れないものがある。

よって政府に対し、速やかな基金の設置と下記事項についての特段の配慮を求めるものである。

### 記

1. 宮崎・鹿児島・熊本の三県において、それぞれ基金を設置すること。
2. 法の趣旨に沿って、「地域の実情に応じたきめ細かな措置を積極的に実施することが可能となるよう、一括交付金タイプの使い勝手が良い基金とすること。
3. 三県の厳しい財政状況等に鑑み、基金については全額国費とすること。
4. 基金は取り崩し方式を基本とすること。
5. 法第23条は「基金の設置その他の必要な措置を講ずる」とされており、基金以外の必要な措置についても、関係地域において政府全体で十分な対策を講ずること。